

○奈良県警察情報セキュリティに関する訓令

(平成15年12月26日本部訓令第23号)

[沿革] 平成20年3月本部訓令第15号、29年12月第20号改正

(目的)

第1条 この訓令は、警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって奈良県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(準拠)

第2条 奈良県警察における情報セキュリティの維持については、警察における情報セキュリティに関する訓令(平成15年警察庁訓令第3号)に基づいて定められた情報セキュリティに関する規程その他別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 奈良県警察において警察庁が設置する情報システム及び奈良県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報(書面に記載された情報であって、その内容が警察情報システムに入力されたものを含む。)

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって、警察職員が職務上取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第4条 警察本部に情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事務を統括する。

(情報セキュリティ委員会)

第5条 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、警察本部に奈良県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第6条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、委員会の審議を経て別に定めるものとする。

(警察職員の責務)

第7条 警察職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第8条 警察本部に、情報セキュリティ監査責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(実施要領等の細部)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日本部訓令第15号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月8日本部訓令第20号)

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。